高 第 1212 号の2

　　令和2年6月18日

各市町介護サービス担当課長　様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って職員が不足する場合の支援等の取組について（周知依頼等）

　平素から本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先般より、高第1011号の７及び高第1011号の８において県内各施設・事業所に協力をお願いしておりました新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って職員が不足する場合の支援等の取組に関して、「協力施設等」又は「協力事業所」として協力していただける施設等について、別添のとおり県内施設・事業所に周知しておりますので、お知らせいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処指針（※）では、都道府県は、患者が入院する場合、その家族に要介護者等がいる場合には、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー等と連携し、必要なサービスや支援を行う旨が示されています。各市町におかれましては、例えば、こうした事案が発生した場合にも、本協力スキームが活用可能であることも踏まえつつ、あらかじめ具体的な対応を想定しておくとともに、本協力スキームの地域包括支援センター等管内関係者への周知をお願いいたします。

　なお、引き続き、「協力施設等」及び「協力事業所」の募集は継続して行っておりますので、本協力スキームの周知等に御協力いただければ幸いです。

※基本的対処方針　<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html>

高齢政策課介護基盤整備班長　藤本（俊）

代表電話：078-341-7711　内線3107

toshinori\_fujimoto@pref.hyogo.lg.jp